

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	奄美市 介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に関する証明書等の発行 ⑧介護保険資格台帳の照会
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 68項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号、第9号 (別表第二)1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,117,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の2の3、第59条の3 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、別表第1、第2 ④番号利用条例別表第2及における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1) (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	評価実施機関における担当部署所属長	森岡 博文	永田 孝一	事後	人事異動
平成28年7月31日	3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項	①番号法第9条第1項 別表第一 68項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
平成28年7月31日	4.法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1.2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 93,94の項	(情報提供事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 2,3,6,26,42,56 の2,61,62,80,87,94,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第 25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44 条、第47条、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	事後	
平成28年9月6日	4.法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 2,3,6,26,42,56 の2,61,62,80,87,94,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第 25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44 条、第47条、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	(情報提供事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 2,3,5,6,8,11,17,22,26,42,43,56の 2,61,62,80,81,87,94,97,106,108,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7 条、第10条、第19条、第25条、第30条、第32条、 第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第 53条、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	4.法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第二 2,3,5,6,8,11,17,22,26,42,43,56の 2,61,62,80,81,87,94,97,106,108,109,120の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7 条、第10条、第19条、第25条、第30条、第32条、 第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第 53条、第59条の3</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第二 93,94の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条</p>	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,117,120 の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第5条、第6 条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19 条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条</p>	事後	
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月6日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月6日時点	平成29年6月8日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月15日	4.法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二)</p> <p>1,2,3,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,117,120 の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第5条、第6 条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19 条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条</p>	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二)</p> <p>1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,117,120 の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条</p>	事後	
平成30年5月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二)</p> <p>1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,117,120 の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条</p>	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二)</p> <p>1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,119の 項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月15日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月15日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な のない情報との紐付けが行われる リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス 権限のない職員等)によって不正に 使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢者福祉課長 永田 孝一	高齢者福祉課長	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,119の 項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,119の 項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,119の 項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,117,120 の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の2の 2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,117,120 の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の2の 2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,117,120 の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の2の 3、第59条の3 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年12月24日条例第 27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条 (個人番号の利用に係る事務)、別表第1、第2 ④番号利用条例別表第2及における情報提供 の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「介護保険給 付等関係情報」が含まれる項(1) (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,117,120 の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49 条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の2の 3、第59条の3 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年12月24日条例第 27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条 (個人番号の利用に係る事務)、別表第1、第2 ④番号利用条例別表第2及における情報提供 の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「介護保険給 付等関係情報」が含まれる項(1) (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号、第9号 (別表第二) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,106,108,109,117,120 の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、 第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、 第59条の2の3、第59条の3 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年12月24日条例第 27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条 (個人番号の利用に係る事務)、別表第1、第2 ④番号利用条例別表第2及における情報提供 の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「介護保険給 付等関係情報」が含まれる項(1) (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 93,94の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条、第47条	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	